

令和元年

年末の交通安全県民運動

実施期間 12月11日水から12月20日金

スローガン 無事故で年末 笑顔で年始



平成30年度JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール 岐阜県知事賞
本巣市立真正中学校1年生(受賞当時) 梅田侑希さんの作品

交通事故のない 安全・安心な
『清流の国ぎふ』を目指そう!



魔の時間帯

運動の重点

- 夕暮れ時と夜間
(特に『魔の時間帯(午後4時から午後8時)』)における交通事故防止
- 横断歩道における歩行者最優先の徹底
- 飲酒運転の根絶
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

岐阜県交通安全対策協議会

事務局 岐阜県環境生活部県民生活課 交通安全・コミュニティ係 TEL: 058-272-8205(直通)

令和元年 年末の交通安全県民運動実施要綱の要旨

① 運動の目的

年末は、師走特有の慌ただしさに加え、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、特に夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』において、高齢者を中心に歩行者・自転車被害の交通事故が増加する傾向にあるほか、忘年会シーズンを迎え、飲酒運転による重大な事故の発生が懸念されます。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

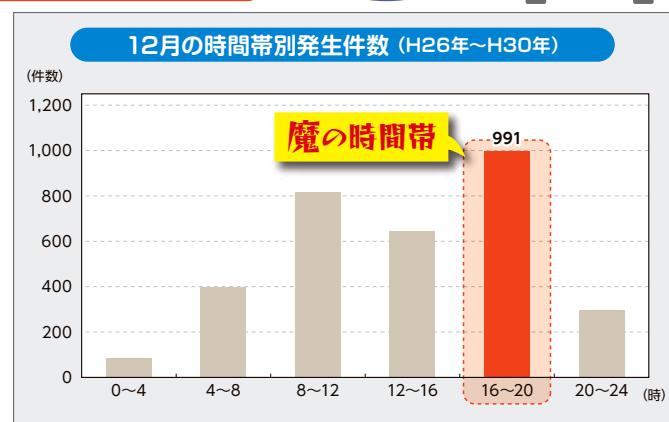
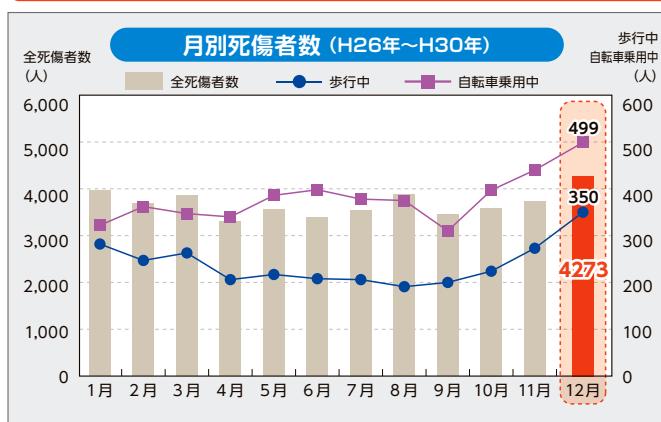
② 運動の重点に関する推進項目

1 夕暮れ時と夜間（特に『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』）における交通事故防止

推進項目 1 『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』における交通事故防止の推進

12月は…

- 1年のうちで交通事故による死傷者が最も多い！
- 特に歩行中・自転車乗用中の被害が増加！
- 交通事故の発生が『魔の時間帯』に集中！（約3割）



推進項目 2 トワイライト・オン（早めのライト点灯）キャンペーンとの同時啓発の推進



- ★車両（自転車を含む）は、夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう。
- ★車・バイクのライトはハイビームが基本です。ハイビームは、視界が広がり交通事故を未然に防止できます。
- ★対向車や前車、歩行者・自転車がいる場合は幻惑させないよう、こまめにハイビームとロービームを切り替えるなど適切に使用しましょう。

ライト点灯時間の目安（日没30分前）

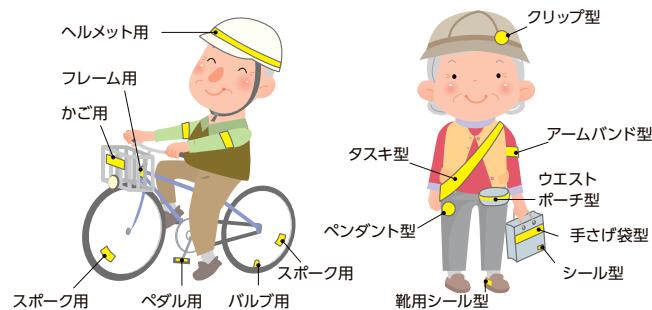
12月中…午後4時ころ

推進項目 3 歩行者・自転車利用者の反射材用品等着用の推進

夕暮れ時や夜間は、運転者に自分の存在を早く知らせるよう、明るい色の服装と反射材用品を着用しましょう。



反射材用品の種類



推進項目 4 自転車利用者に対する交通ルール遵守と交通マナー向上に向けた啓発の推進

- ★ 視界を確保するだけでなく、車や歩行者に自分の存在を早く知らせるため、早めにライトを点灯しましょう。
- ★ 学校、地域、職場などで「自転車安全利用五則」を周知し、交通ルール・マナーの向上に努めましょう。
- ★ 自転車側が加害者となる事故も発生している現状を理解し、損害賠償責任保険等に加入しましょう。

自転車安全利用五則				
1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外				
2. 車道は左側を通行				
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行				
4. 安全ルールを守る				
★ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止				
★ 夜間はライトを点灯				
★ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認				
5. 子どもはヘルメットを着用				

保険の種類の内容				
対象	事故の相手	自分	取扱先	自転車安全整備店
種類	生命・身体	財産		
TSマーク付帯保険	○	×	○	自転車安全整備店
個人賠償責任保険	○	○	×	
傷害保険	×	×	○	傷害保険各社



2 横断歩道における歩行者最優先の徹底

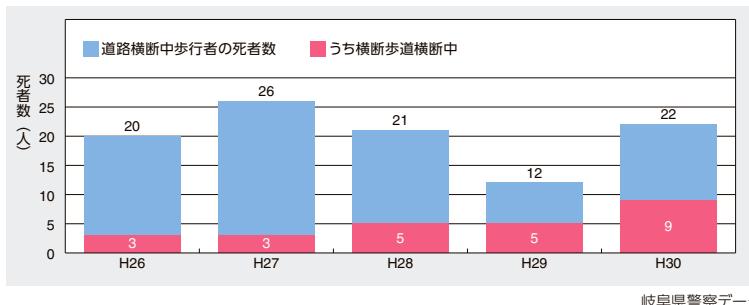
横断歩道横断中の交通事故死者が約2倍増!!

平成30年中の交通死亡事故で、道路横断中における歩行者の死者は22人で、特に横断歩道横断中の死者は9人と前年(5人)と比べ、約2倍に増加しました。



推進項目 1 「横断歩道における歩行者最優先」の交通ルール遵守の徹底

「◇(通称:ダイヤマーク)」は前方に横断歩道があることを知らせる道路標示です。横断歩道を横断しようとしている歩行者や横断中の歩行者がいる場合は、その横断歩道の手前で一時停止して歩行者の横断を妨げてはなりません。



推進項目 2 歩行者に対する交通安全意識の向上を図るための効果的な交通安全教育等の推進

- ・道路を横断する時は、付近の横断歩道などを利用し、横断中でも必ず安全確認をしましょう。
- ・歩行者は、交通ルールの遵守と交通マナーを実践し、自ら安全な行動をとりましょう。

3 飲酒運転の根絶

推進項目 1 飲酒運転をなくすための3つの約束の実践

飲酒運転は『悪質犯罪』! 3種類の責任を負います。

- ◎ 刑事上の責任: 懲役又は罰金
- ◎ 行政上の責任: 免許取消し (又は免許停止)
- ◎ 民事上の責任: 高額な賠償金

※ 運転者本人だけでなく、同乗者や車を貸した者、酒類を提供した者等も厳罰対象となります!

約束 1 お酒を飲んだら運転しない【しない】

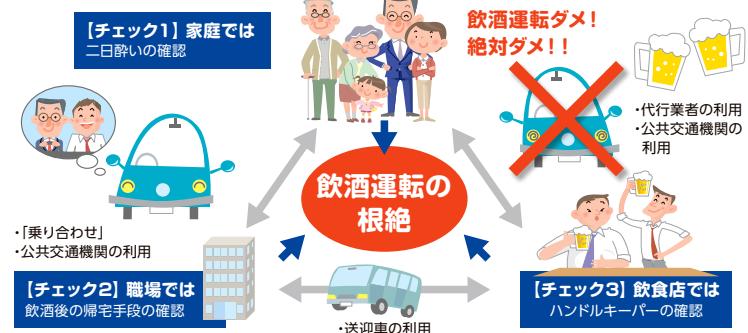
約束 2 運転する人にはお酒を飲ませない【させない】

約束 3 お酒を飲んだ人には運転させない【許さない】

推進項目 2 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

地域社会全体で飲酒運転を

①しない ②させない ③許さない 環境づくり



4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

推進項目 1 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト等着用義務の周知徹底

★ 道路交通法では、全席シートベルト着用と幼児（6歳未満）のチャイルドシート使用が義務付けられています。

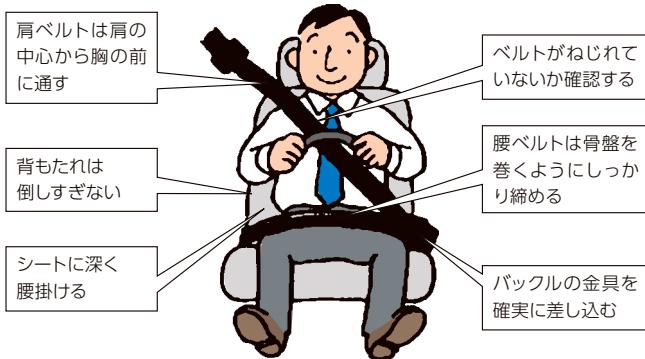
【道路交通法第71条の3】

★ 後部座席でもシートベルトを着用し、幼児にはチャイルドシートを使用しましょう。



推進項目 2 シートベルト等着用の必要性と効果に関する理解の促進

正しい着用方法



令和元年9月末の死亡事故におけるシートベルト非着用者は3割強！（27人中10人が非着用）

※非着用者10人（適用除外者1人を除く）のうち6人の方（6割）が着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。

非着用の危険性！

- ★ 車内で全身を強打する可能性
- ★ 車外に放り出される可能性
- ★ 前席の人が被害を受ける可能性（前席同乗者への加害）

命を守るチャイルドシート

「抱っこ」では子供の命は守れません！



チャイルドシート着用推進シンボルマーク 力チャピヨン

トピック

障がいなどがある方には、「思いやり」を

視覚に障がいのある方の「白杖SOSシグナル」

白杖（はくじょう）とは、視覚に障がいのある方が、歩行の際に路面や周囲の情報を得て、障害物などから安全を確保するために使用する杖です。白杖を頭上50cm程度垂直に上げているときは、視覚に障がいのある方が周囲にサポートを求めている合図です。

その合図を見かけたら、

- ①声をかけ、
 - ②困っていることを聞き、
 - ③サポート
- しましょう。



「ヘルプマーク」

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方が、バッグ等に身に着けてることで、周囲の方に助けを必要とするなどを知らせ、「見えない障がい」への理解を求めるマークです。

そのマークを見かけたら、

- ①乗り物内では席を譲り、
 - ②駅や商業施設では、声をかけ、
 - ③災害時は安全に避難するための支援
- をしましょう。



（一財）岐阜県交通安全協会 第9回こあんちゃん交通安全クイズ

▶▶▶ 正解者の中から抽選で200名様に、1,000円分の図書カードをプレゼント！

第1問

12月（過去5年間）は、交通事故の約3割が午後4時から午後8時までの時間帯に発生しています。
そこで問題…この「午後4時から午後8時までの時間帯」のことを「何の時間帯」というのでしょうか？

- ①「悪の時間帯」
- ②「魔の時間帯」
- ③「闇の時間帯」

第2問

12月は、特に夕暮れどきから夜間にかけて交通事故が増加する傾向にあります。
そこで問題…この時間帯の交通事故を防止するための対策として間違っているのはどれでしょうか？

- ①早めにライトを点灯する
- ②常にハイビームを使用する
- ③歩行者・自転車利用者は反射材を着用する

第3問

横断歩道の手前には、この先に横断歩道があることを知らせるマークが設置されています。
そこで問題…横断歩道の手前に設置してある「△」マークのことを通称「何マーク」というのでしょうか？

- ①「ひし餅マーク」
- ②「横断マーク」
- ③「ダイヤマーク」

応募資格 岐阜県内にお住まいの方

応募方法 郵便はがきに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、右記宛先までご応募ください。当選の発表は発送をもって代えさせていただきます。

宛 先 〒500-8384 岐阜市薮田南5-14-12

一般財団法人 岐阜県交通安全協会「交通安全クイズ係」

締 切 令和元年12月21日（土）*当日消印有効

※ご応募を通じて収集した個人情報は、抽選・発送等当クイズ業務に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

交通遺児激励金への
ご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部県民生活課（TEL 058-272-8205）までご連絡ください。